

国住指第2330号
平成23年11月8日

都道府県建築行政担当部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



4号建築物の設計に係る注意喚起について

平素より建築行政に御協力いただきありがとうございます。

今般、岩手県内の建築士事務所が平成11年から平成17年までの間に設計した複数の物件において、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条に規定する壁量の不足等の設計の誤りがあることが判明し、昨日、岩手県より別紙のとおり公表されました。

また、本件以外にも、過去、複数の建築士事務所において、同様の壁量の不足等による建築基準法違反の案件が発生しております。

これらの物件は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号に該当する建築物であり、同法第6条の3の規定により確認の特例の対象となっているものですが、これらについて設計の誤りにより建築基準法違反が判明したことは、誠に遺憾です。

今般の案件については、今後、岩手県において、設計の誤りが確認された物件の設計を行った建築士及び建築士事務所について、建築士法に基づく処分を検討するということですが、貴管内におかれても、貴管内の建築士関係団体等を通じ、適切に設計を行うようあらためて指導いただきますようお願いいたします。



平成 23 年 11 月 7 日

県土整備部建築住宅課

KOSO建築設計室が設計等を行った物件における壁量の不足等について

今般、平成11年から平成17年までの間に岩手県内において、KOSO建築設計室が設計を行った物件について、建築基準法に規定する耐力壁が不足するなどの設計誤りがあることが判明しました。

なお、これらの物件のうち侷リベストが建築した住宅73棟については、設計誤りがあった各住宅の所有者等に対して個々に説明を行った上で、耐力壁を追加するなどの工事を実施し、改修工事を完了したとの報告を受けております。

1 設計誤りについて

(1) 壁量不足等の設計誤りの内容

建築基準法では、地震又は風圧による水平力に対して安全であるように、壁（耐力壁）又は筋かいを入れた軸組を釣り合い良く配置しなければならないと規定しているが、次のような設計の誤りが見つかった。

- ① 地震力及び風圧力に対する壁量が必要量を満たしていない。
- ② 建物の側端部分どうしの壁量のバランスが悪く、所要の比率を満たしていない。

なお、KOSO建築設計室に対する聞取調査において、抽出した物件について耐力壁が不足であることを確認したところ、設計誤りがあったことを認めています。

(2) 設計誤りを確認した件数

① 侷リベストが建築した物件

| 建築確認審査実施機関 | 調査数 | 設計誤り確認数 | 備考 |
|------------|------|---------|--------------------------|
| 県南広域振興局土木部 | 127件 | 51件 | 設計誤りが確認された73件は全て是正工事を実施済 |
| 奥州市 | 44件 | 19件 | |
| 北上市 | 3件 | 2件 | |
| 一関市 | 1件 | 1件 | |
| 花巻市 | 2件 | 0件 | |
| 合計 | 177件 | 73件 | |

② 侷リベスト以外の施工者が建築した物件

KOSO建築設計室の業務台帳に記載の約370件のうち38件を抽出し、設計者の資料で確認した結果、17件について耐力壁不足等が確認された。

2 今後の対応

- (1) 是正工事が完了した旨の報告があった73件について、適正に是正されたことの確認作業を進めます。
- (2) KOSO建築設計室が設計し、侷リベスト以外の施工者が建築した住宅について調査を進めるとともに、設計誤りが確認された物件について、施工者等に対して是正指導を行います。
- (3) 設計誤りが確認された物件の設計を行なった建築士及び建築士事務所について、建築士法に基づく処分を検討していくこととなります。

